

第5次三島市総合計画の現時点の説明用資料です

第5次三島市総合計画（案）

令和2年5月14日現在

目次

序論

第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 総合計画の特色	2
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の背景	3
第1節 時代の潮流	4
第2節 全国・静岡県・三島市の動向	6
第3節 まちづくりの主要課題	16
第4節 第4次総合計画の評価と市民意識の把握	19
第5節 本市の特徴	20

基本構想

第1章 基本構想の概要	22
第1節 基本構想の目的と構成	22
第2節 基本構想の策定の経過	22
第2章 三島市の目指す姿	24
第1節 基本理念	24
第2節 将来都市像	25
第3節 基本目標	26
第3章 土地利用	32
第1節 土地利用	32
第2節 概念図	33

基本計画

第1章 計画の概要	36
第1節 基本計画の目的	36
第2節 基本計画の期間	36
第3節 基本計画の構成	37
第4節 施策の体系	38
第5節 人口ビジョン	39
第2章 計画推進に向けた取り組み方針	41
第3章 重点プロジェクト	42
第4章 施策の展開	46

序論

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 総合計画の特色
- 第2節 計画策定の目的
- 第3節 計画の構成と期間

第2章 計画策定の背景

- 第1節 時代の潮流
- 第2節 全国・静岡県・三島市の動向
- 第3節 まちづくりの主要課題
- 第4節 第4次三島市総合計画の評価と市民意識の把握
- 第5節 本市の特徴

第1章 計画の策定にあたって

第1節 総合計画の特色

1 まちづくりの最上位計画

総合計画は、まちづくりの総合的な計画として、市の計画の中でも最上位に位置づけられ、総合的、計画的な行政運営を進めていくうえで本市のまちづくりの指針となるものです。

2 参画型の市政を実現する計画

地方分権が進むなか、市民、団体、企業、行政などの各主体は、地域のあるべき姿を共有しながら、その実現に向けて、それぞれが行動していくことが求められています。

本計画では、本市が目指すまちの姿を明確に示し、その実現に向け「参画型の市政」を目指す計画としています。

第2節 計画策定の目的

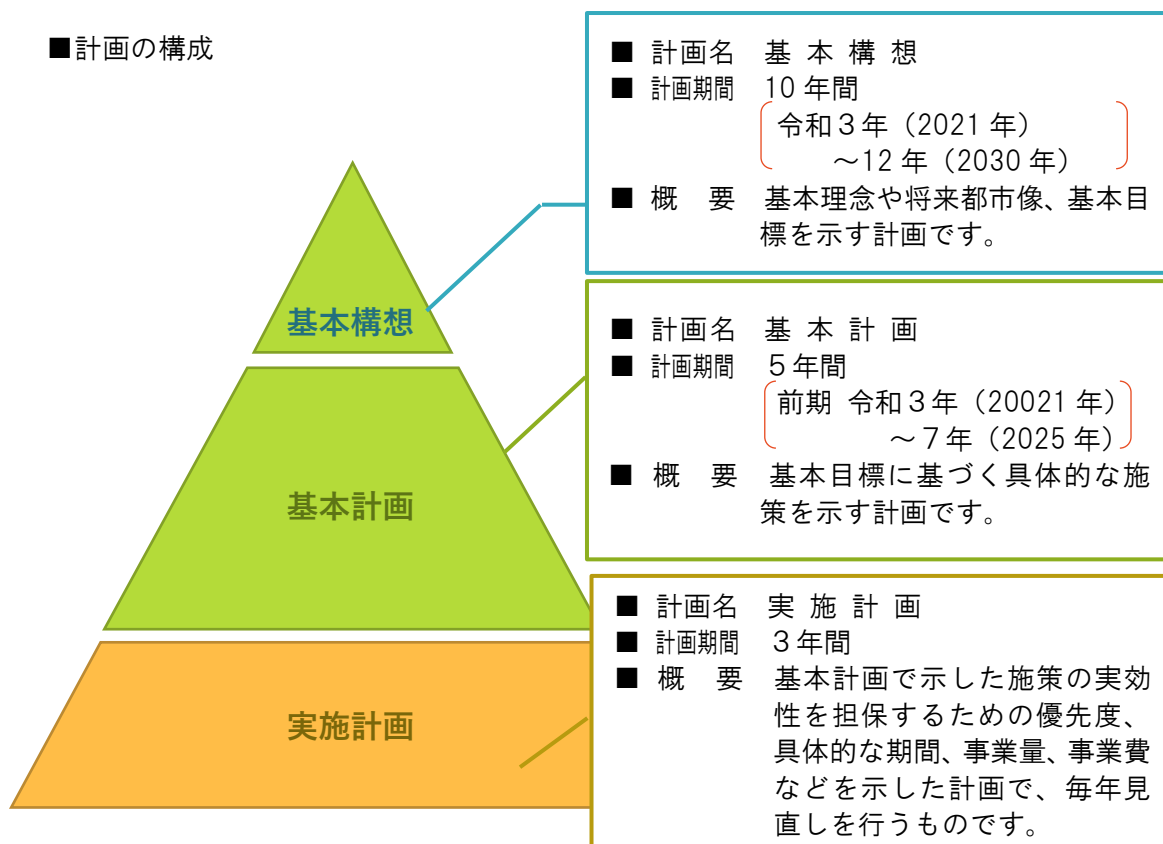
三島市では平成23年（2011年）度から令和2年（2020年）度までの10年間を計画期間とする第4次三島市総合計画に掲げた将来都市像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」の実現に向け、積極的なまちづくりを進めてきました。この間、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来により、社会経済状況は大きく変わり、税金など財政面で厳しい状況が続く一方、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化し、行政に課される使命は質・量ともに大きくなっています。

このような厳しい時代の中でも、時代にあった自治体経営のあり方や市民がまちに愛着や誇りを持ち「三島らしさ」を発揮しながら持続的に発展できるまちの実現が求められており、そのための方向性を示す「羅針盤」として第5次三島市総合計画を策定します。

第3節 計画の構成と期間

第5次三島市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されており、それぞれの計画期間は次のとおりです。

■計画の構成



■計画の期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想(10年間)									
基本計画<前期計画>(5年間)									
					基本計画<後期計画>(5年間)				
実施計画(3年間)					見直し				
見直し	実施計画(3年間)								
	見直し	実施計画(3年間)							

第2章 計画策定の背景

第1節 時代の潮流

近年、人口減少・少子高齢化社会の進展をはじめ、日本を取り巻く社会情勢や環境は大きく変化しています。今後の本市のまちづくりを進めるにあたり、これらの変化が及ぼす影響を的確に把握し、柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。

1 人口減少、少子高齢化社会の進展

日本の総人口は、既に本格的な減少局面を迎えており、世界に先立って異次元の超高齢社会に進展していきます。また、いわゆる「団塊の世代」が一斉に75歳以上を迎える「2025年問題」が提示されるなど、今後さらに、人口減少の加速と少子高齢化が進むことにより、豊かな生活を支える社会基盤の劣化などが懸念されています。既に社会保障費等の保険料負担の増加や医療・介護サービス等の需要の急激な増大、地域コミュニティの崩壊、都市のスポンジ化など、まちづくり全般にわたって大きな影響を与えています。

2 生涯活躍できる社会の実現

寿命の延伸に伴う「人生100年時代」の到来を見据え、若者から高齢者まで誰がいくつになっても活躍できる社会の実現が求められています。高齢者の健康寿命の延伸に向けた健康づくりやいきがづくりなどの取組に加え、女性や高齢者の活躍を促すための就労支援等の対応が必要になっています。

3 ライフスタイルや価値観の多様化

単身世帯の増加など家族の状況や社会環境の変化により、ライフスタイルや価値観が変化・多様化する中で、ワークライフバランスの推進や働き方改革による労働生産性の向上、LGBTへの理解促進、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択できる環境の整備が必要になっています。また、ヒト・モノ・場所・スキルなどを共有する「シェアリングエコノミー」が広がりをみせるなど、消費と生産のスタイルにも変化が現れており、地域経済のあり方や活性化にまで影響を及ぼす可能性があります。

4 安全・安心な暮らしの構築

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。現在は発生確率80%程度といわれる南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念され、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。

また、近年、平成30（2018年）の西日本豪雨や令和元年（2019年）の東日本台風（台風19号）などの大規模な水害も頻繁に発生しており、その中で行政機能の維持や地域コミュニティによる助け合い、適切な情報周知等により被害の最小化を図ること

や、国土強靱化対策などにより迅速な社会機能の復旧が図れるように備えることが重要になっています。

さらには、令和元年（2019年）に発生した新型コロナウイルスをはじめとする新しい感染症の発生など、これまで経験したことのないような危機事象にも、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

5 グローバル化の進展

グローバル化や情報化の進展により、国境のない経済活動が展開され、政治・文化などあらゆる分野においても、これまでの国や地域という垣根を越え、ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて容易に行き来するようになってきています。地方においても、経済発展の側面から、特に輸出事業やインバウンド（外国人観光客）、外国人労働者などへの積極的対応が求められるとともに、教育・文化面での国際交流活動の活性化や、グローバル人材の育成も対応すべき重要な課題となっています。

また、グローバル化が進展した現代社会においては、新型コロナウイルスの感染を抑制するために世界規模で行われた人・モノの動きの遮断は、国際観光収入の減少、国際金融市場の不安定化、景気後退など、世界規模でさまざまな悪影響を及ぼしています。

6 Society5.0の実現

国では、今後の人口減少時代における経済成長の鍵として、近年飛躍的な発達が進んでいる第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、AI、ロボット・センサー等）によるイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会「Society5.0」を実現することとしています。5つの戦略分野として、健康寿命の延伸、移動革命の実現、サプライチェーンの次世代化、快適なインフラ・まちづくり、FinTechを設定し、政策資源を集中的に投入するとしており、地方においても持続可能なサービスの提供や生産性向上のため、積極的かつ最大限に取り入れていく必要があります。

7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの長期的な開発の指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると示されています。

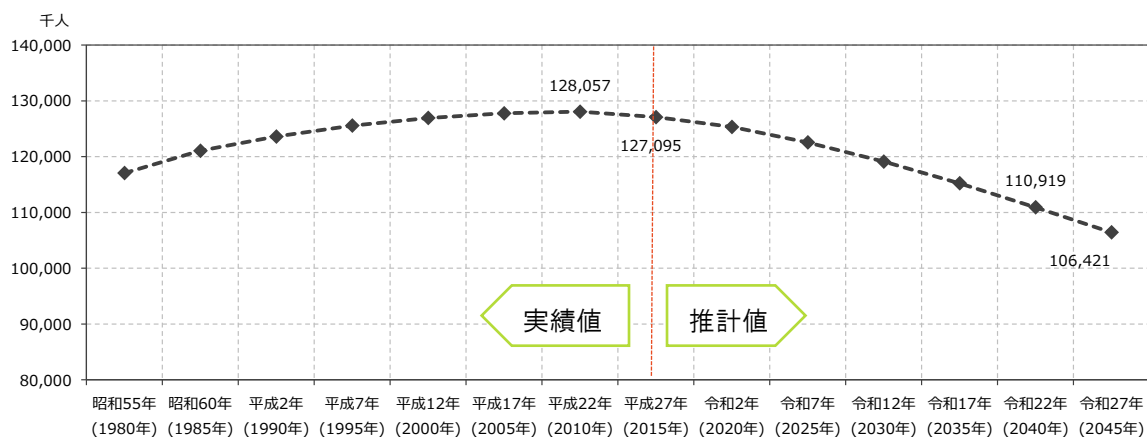
国では「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、各地方自治体にも積極的な推進が求められています。

第2節 全国・静岡県・三島市の動向

1 総人口と将来人口推計

(1) 全国の人口推移と将来推計人口

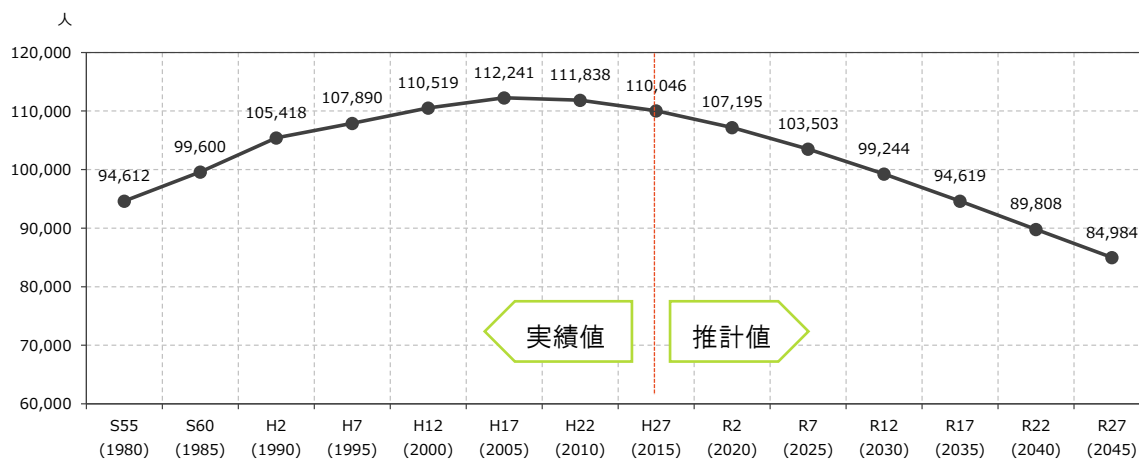
わが国の人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークとしてそれ以降は減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」においても減少を続け、令和27年（2045年）には1億642万1千人になると推計されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)出生中位(死亡中位)推計」

(2) 三島市の人口推計と将来推計人口

本市の人口は、全国より少し早い平成17年（2005）年に11万2千241人でピークを迎えて以降減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」において、令和27年（2045年）には、8万4千984人になると推計されています。



資料：総務省「国勢調査」

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

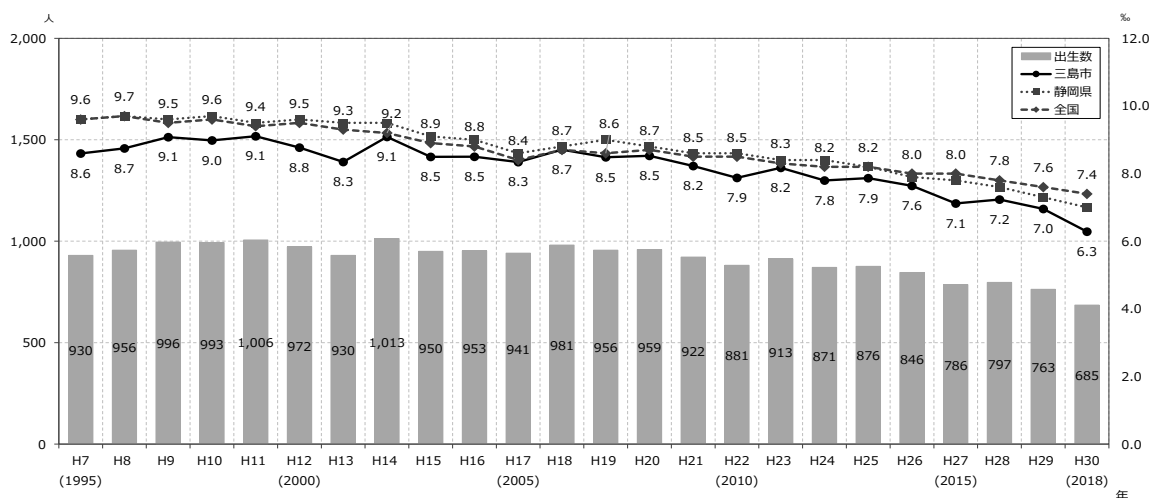
年

2 人口の増減に影響を与える要素の変化

(1) 出生数と出生率の推移

本市の出生数は、平成7年（1995年）から平成21年（2009年）まで、約900人から1,000人で推移していましたが、平成22年（2010年）に900人を割り込み、平成23年（2011年）に一旦は900人に回復しましたが、平成24年（2012年）以降は再び減少を続け、平成30年（2018年）には685人となっています。

平成7年（1995年）以降の本市の出生率※1は、平成11年（1999年）と平成14年（2002年）の9.1‰※2をピークに増減はあるものの、全体として減少傾向にあり、平成30年（2018年）には6.3‰となっています。全国、静岡県と比べると平成18年（2006年）にほぼ同率となった以外は、いずれも下回って推移しています。



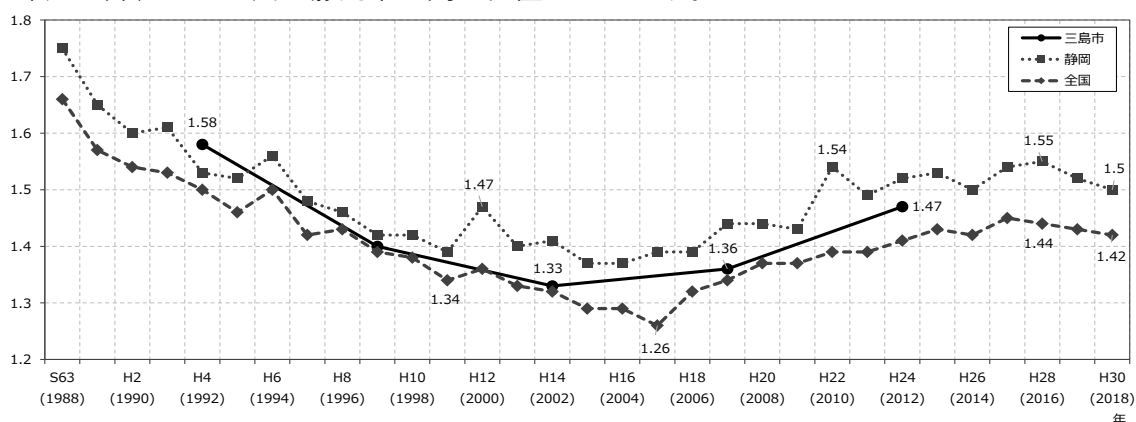
資料：厚生労働省「人口動態統計」、三島市「三島の統計 2020」

※1 出生率：人口 1,000 人当たりの出生数

※2 ‰(パーミル)：千分率(1000 分の 1 を表す単位)

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成14年（2002年）から平成17年（2005年）を底に回復の傾向がみられます。全国、静岡県と比べると本市の合計特殊出生率は、平成9年（1997年）以降、ほぼ全国と静岡県の間に位置しています。

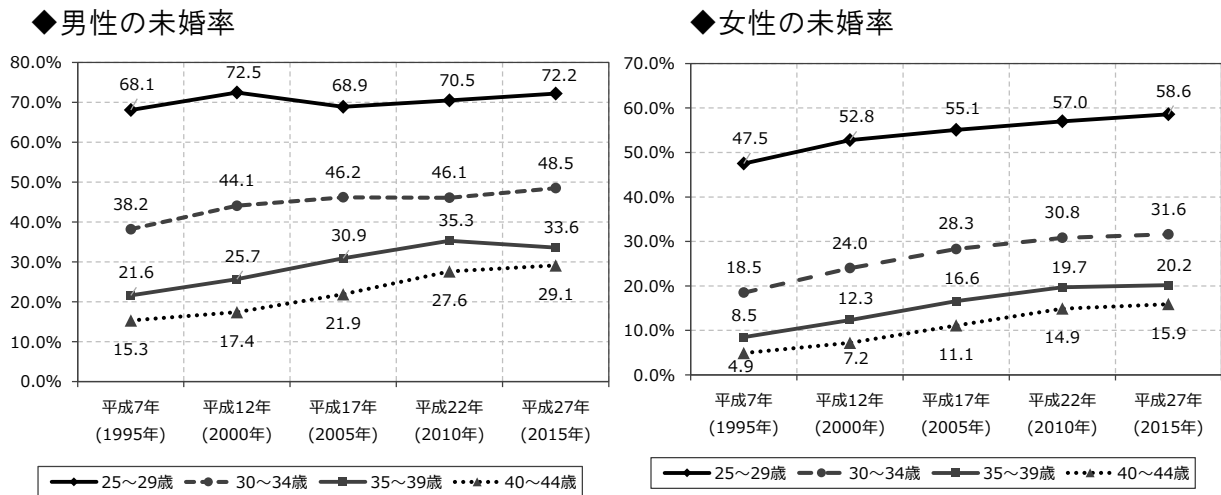


資料：厚生労働省「人口動態統計」、三島市「三島の統計 2020」

※市の合計特殊出生率は 5 年ごと

(3) 未婚率

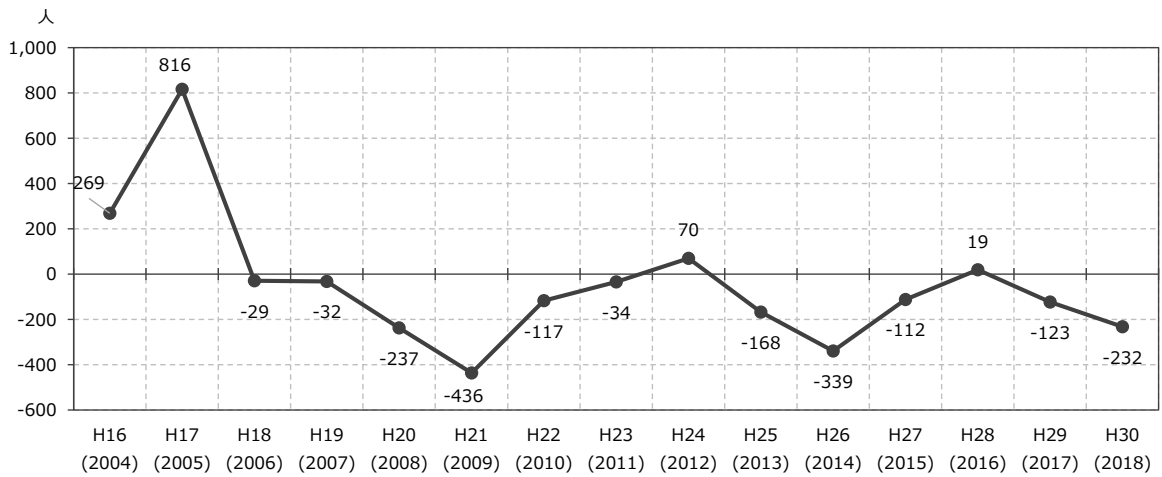
本市の未婚率を男女別年齢別にみると、男性は25～29歳がほぼ横ばいで推移していますが、それ以外の年代は緩やかながら上昇傾向にあります。女性は、25～44歳すべての年代で未婚率が上昇しており、男性よりも未婚率の上昇割合が高いのが特徴となっています。



資料：総務省「国勢調査」

(4) 社会増減の推移

本市の社会増減（転入と転出の差）をみると、平成17年（2005年）に816人の転入超過がありました。以降は転入超過の年があるものの、おおむね転出超過の状況が続いています。



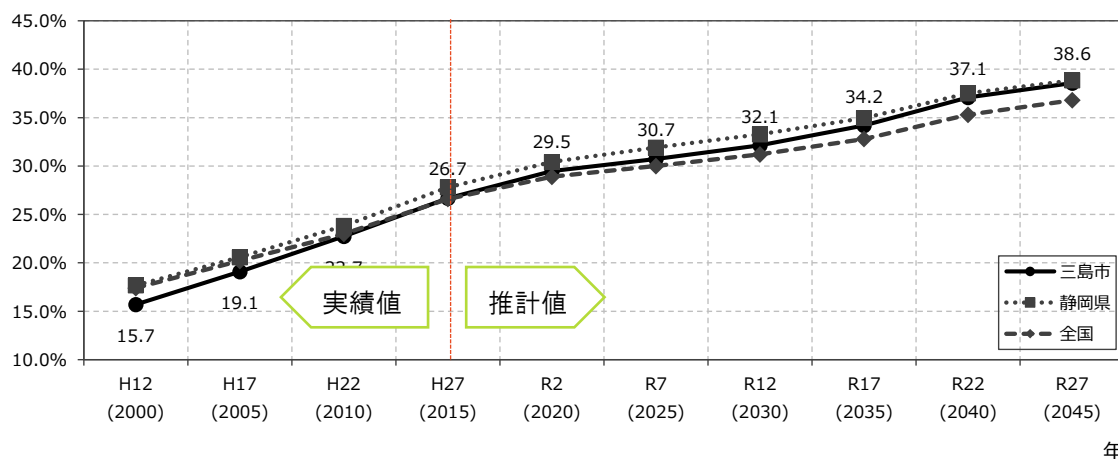
資料：三島市「三島の統計 2020」

年

3 人口構造の変化

(1) 高齢化率の推移

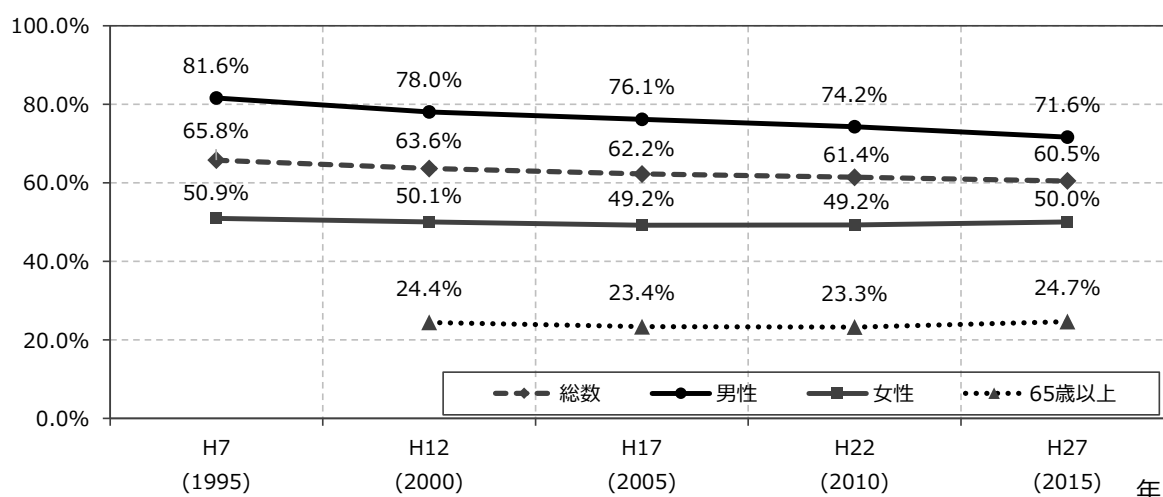
本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は上昇を続け、平成12年（2000年）の15.7%から平成27年（2015年）の26.7%へ11ポイント増加しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、高齢化率は今後も上昇し、令和27年（2045年）には38.6%になると推計されます。全国、静岡県とも同様の傾向にあります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)出生中位(死亡中位)推計」
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

(2) 労働力率の推移

本市の労働力率※は、全体では平成7年（1995年）の65.8%から平成27年（2015年）の60.5%へ5.3ポイント減少し、属性別では、女性及び65歳以上はおおむね横ばいで推移していますが、男性は平成7年（1995年）の81.6%から平成27年（2015年）の71.6%へ10ポイント減少しています。



資料：総務省「国勢調査」

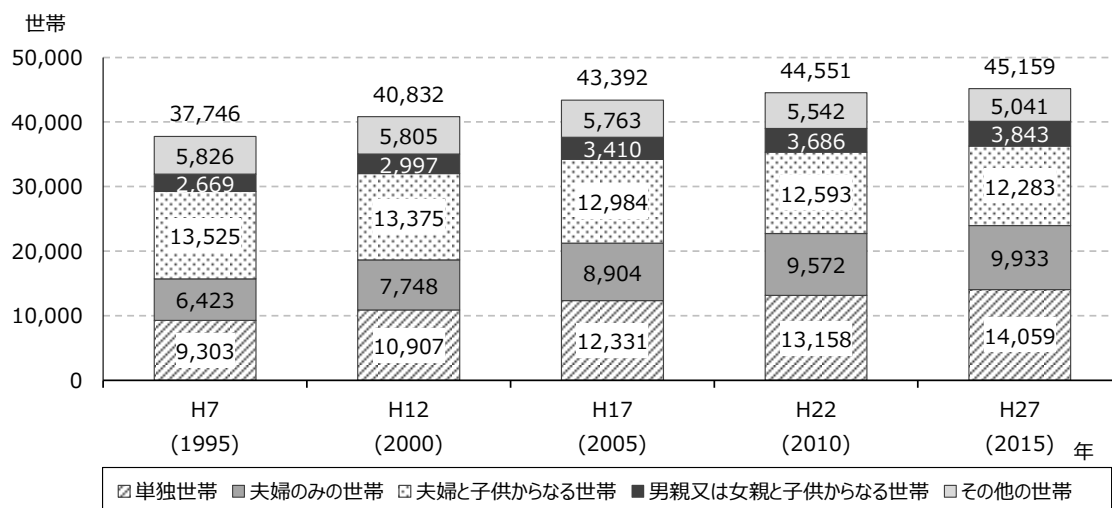
※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合

※65歳以上の労働力状態の統計値はH12から集計されています

(3) 一般世帯の推移

本市の世帯数は、平成7年(1995年)の37,746世帯から平成27年(2015年)は45,159世帯と7,413世帯増加しています。

構成をみると、夫婦と子供からなる世帯が平成7年(1995年)の13,525世帯から平成27年(2015年)の12,283世帯へ減少しているほかは、単独世帯、夫婦のみの世帯、男親又は女親と子供からなる世帯が増加しています。



資料:総務省「国勢調査」

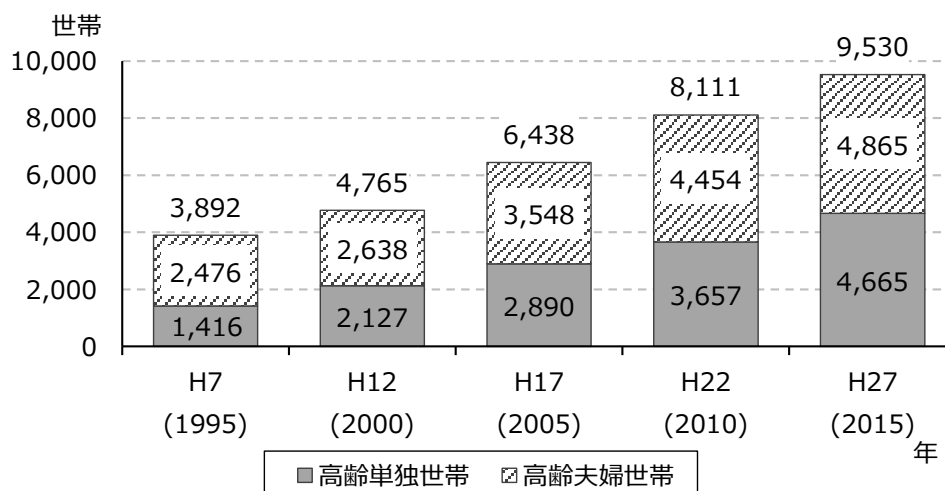
※一般世帯:住居と生計を共にしている人々の集まりで、老人ホームや学施設などに入所している施設等の世帯を除いています。

※「その他の世帯」には「核家族以外の世帯」、「非親族を含む世帯」が含まれます。

(4) 高齢世帯の推移

本市の高齢世帯は平成7年(1995年)の3,892世帯から平成27年(2015年)の9,530世帯へと5,638世帯の増加となっています。

また、高齢世帯のうち高齢単独世帯は平成7年(1995年)の1,416世帯から平成27年(2015年)の4,665世帯へと3倍以上の増加となっています。

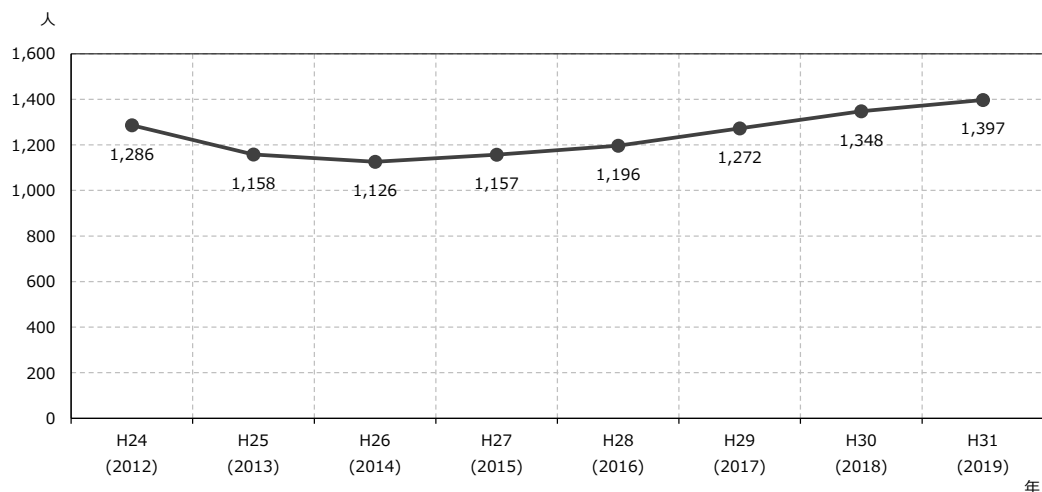


資料:総務省「国勢調査」

(5) 外国人住民の推移

本市の外国人住民は、平成24年（2012年）以降減少傾向にありましたが、平成26年（2014年）を境に増加に転じ平成31年（2019年）には1,397人となっています。

国籍別にみると平成24年（2012年）以降、中国、韓国、フィリピン、ブラジルの上位4か国はほぼ横ばいで推移していますが、ベトナムは平成24年（2012年）の18人から平成31年（2019年）の188人へ170人増加しています。



◆国籍別外国人住民

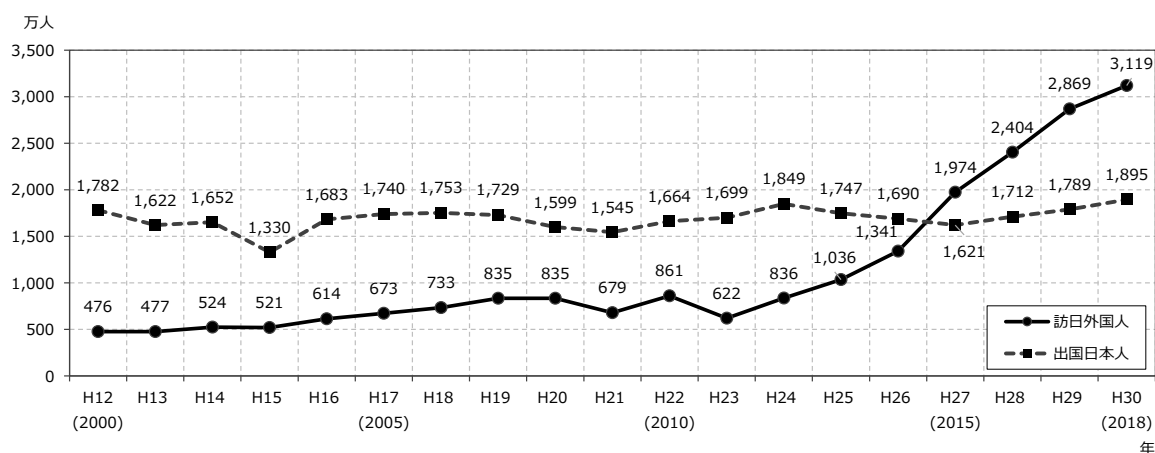
年

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
中国	247	222	187	216	213	209	215	217
フィリピン	196	199	194	201	192	205	201	211
ベトナム	18	18	21	40	76	126	149	188
ブラジル	181	156	149	144	169	147	164	167
韓国	210	188	181	177	169	161	171	162
タイ	35	34	33	35	39	42	42	54
ペルー	48	47	41	43	45	42	41	44
ラオス	58	55	55	47	42	42	43	38
米国	26	28	25	20	29	36	38	38
ネパール	5	7	8	13	13	24	29	36
その他	262	204	232	221	209	262	255	242
総数	1,286	1,158	1,126	1,157	1,196	1,272	1,348	1,397

資料：三島市「三島の統計 2020」各年 12 月末時点（※平成 24 年、平成 25 年は中国に台湾含む）

4 訪日外国人旅行者数の推移

訪日外国人旅行者数の推移をみると、平成12年（2000年）から平成24年（2012年）までは、増減はあるものの緩やかな増加傾向でしたが、平成25年（2013年）に1,000万人を超えると急激に増加し、平成30年（2018年）には3,119万人となりました。



資料：日本政府観光局(JNTO)

5 自然災害発生の状況

局地的に記録的な大量の雨が降る集中豪雨や台風、平成23年（2011年）の東日本大震災、平成28年（2016年）の熊本地震など甚大な被害をもたらす自然災害が多発し、現在も復興へ向けた取組が進められています。

◆風水害

発生年月	災害名称	被害状況
令和元年 (2019年) 10月	令和元年東日本台風	死者 99 人、行方不明者 2 人、住宅全壊 3,280 棟、住宅半壊 29,638 棟、床上浸水 7,837 棟 (令和 2 年 2 月 12 日時点)
平成 30 年 (2018 年)7 月	平成 30 年 7 月豪雨 (西日本豪雨)	死者 237 人、行方不明者 8 人、住宅全壊 6,767 棟、住宅半壊 11,243 棟、床上浸水 7,173 棟 (平成 31 年 1 月 9 日時点)
平成 26 年 (2014 年)8 月	平成 26 年 8 月豪雨 (広島豪雨災害)	(広島県のみ)死者 76 人、住宅全壊 179 棟、住宅半壊 217 棟、床上浸水 1,086 棟 (平成 27 年 12 月 16 日時点)

◆地震

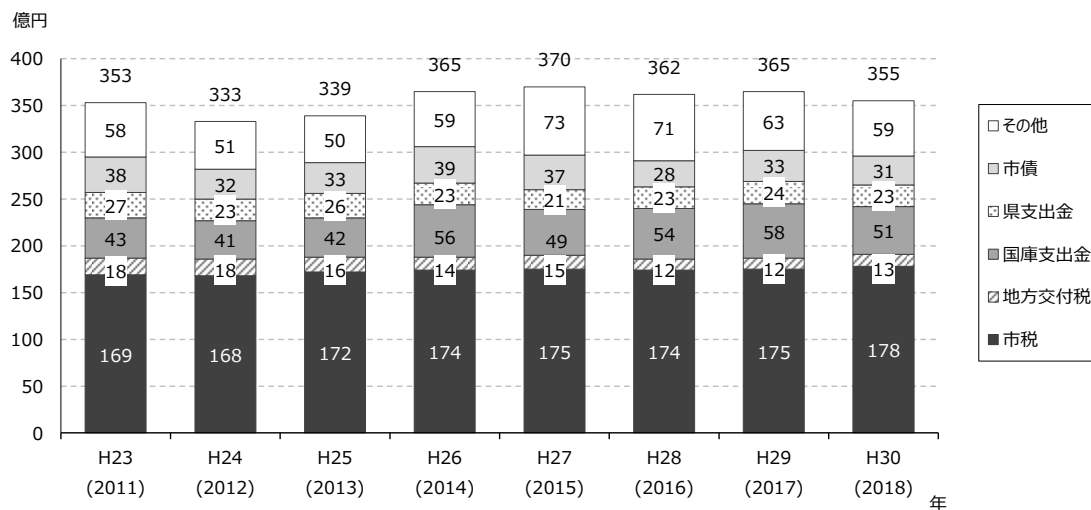
発生年月	災害名称	被害状況
平成 28 年 (2016 年)4 月	熊本地震	死者 273 人、住宅全壊 8,667 棟、住宅半壊 34,719 棟 (平成 31 年 4 月 12 日時点)
平成 23 年 (2011 年)3 月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	死者 19,689 人、行方不明者 2,563 人、住家全壊 121,995 棟、住家半壊 282,939 棟 (平成 31 年 3 月 1 日時点)

資料：気象庁

6 財政状況

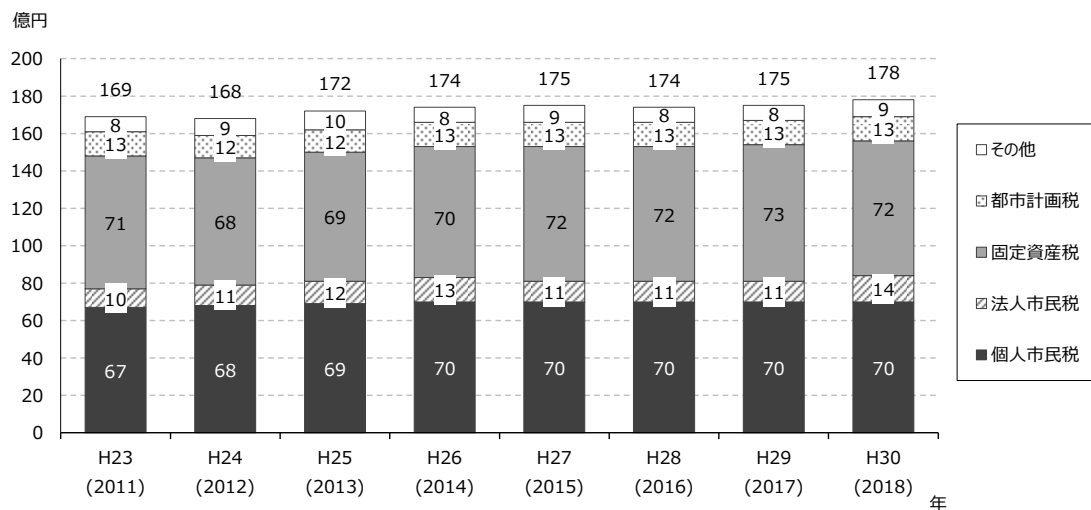
(1) 歳入の状況

本市の歳入の状況を見ると、平成30年（2018年）の総額で約355億円となっています。また、歳入の約5割を占める市税は、平成23年（2011年）以降おおむね増加傾向にあり、平成30年（2018年）では約178億円となっています。



(2) 市税の推移

市税の推移を見ると、約4割を占める個人市民税は、平成26年（2014年）以降約70億円と横ばいで推移しています。また、平成30年（2018年）の法人市民税は約14億円、固定資産税は約72億円となっています。

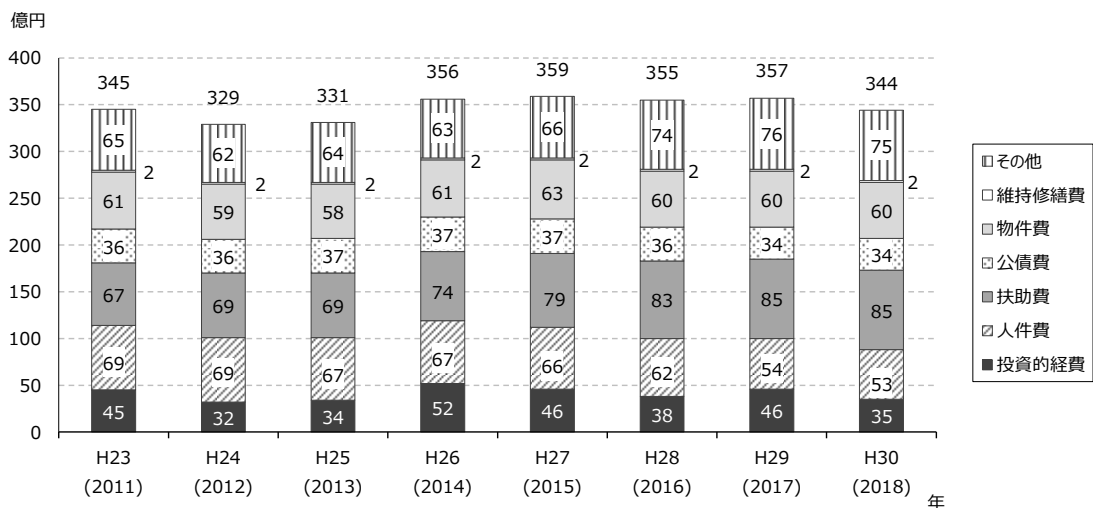


(3) 歳出の推移

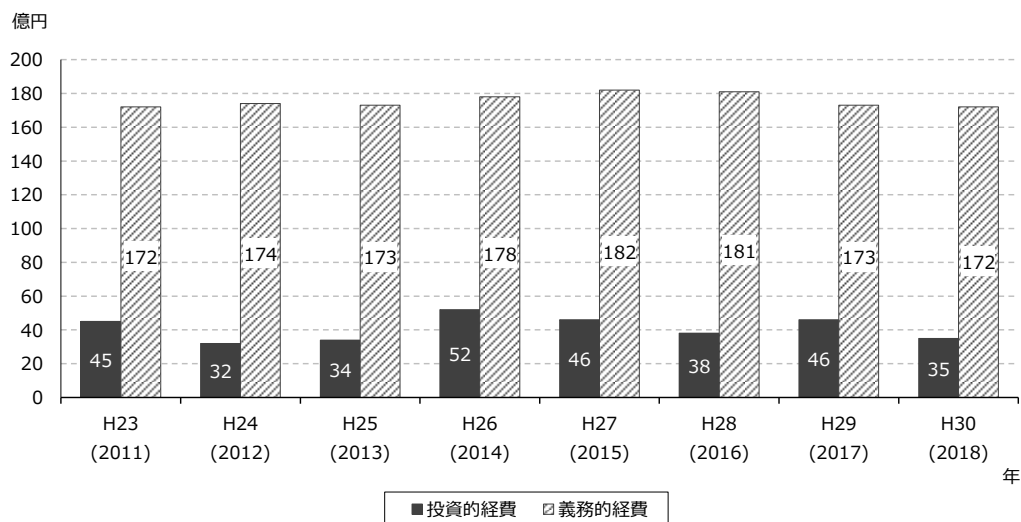
歳出の推移をみると、児童、高齢者、障がい者等に対する支援に要する費用の扶助費は、平成23年（2011年）以降は増加傾向にあり、平成30年（2018年）で約85億円となっています。

義務的経費と投資的経費の推移をみると、平成30年（2018年）の人員費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は約172億円となっています。一方、道路や公共施設等の整備に充てられる投資的経費は約35億円となっています。

◆性質別歳出の推移

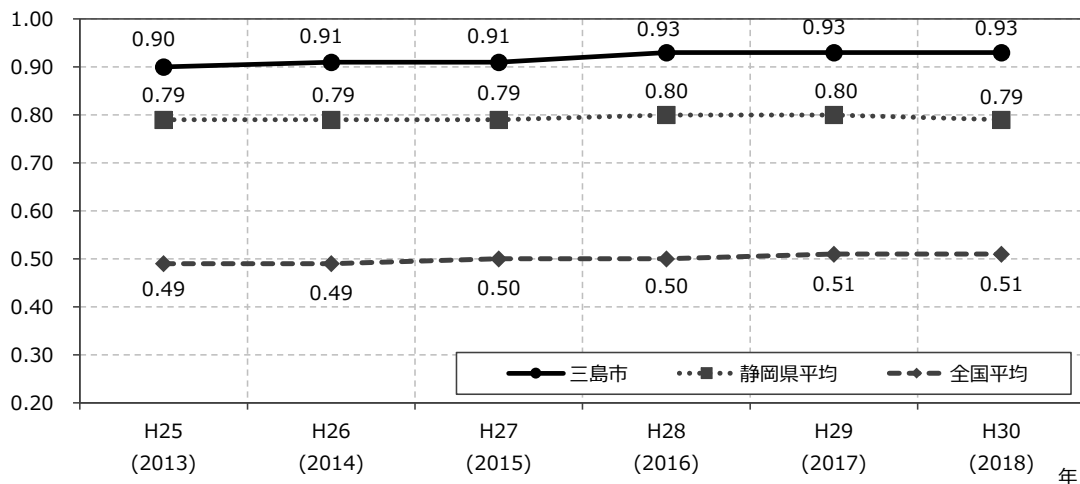


◆義務的経費と投資的経費の推移



(4) 財政力指数の状況

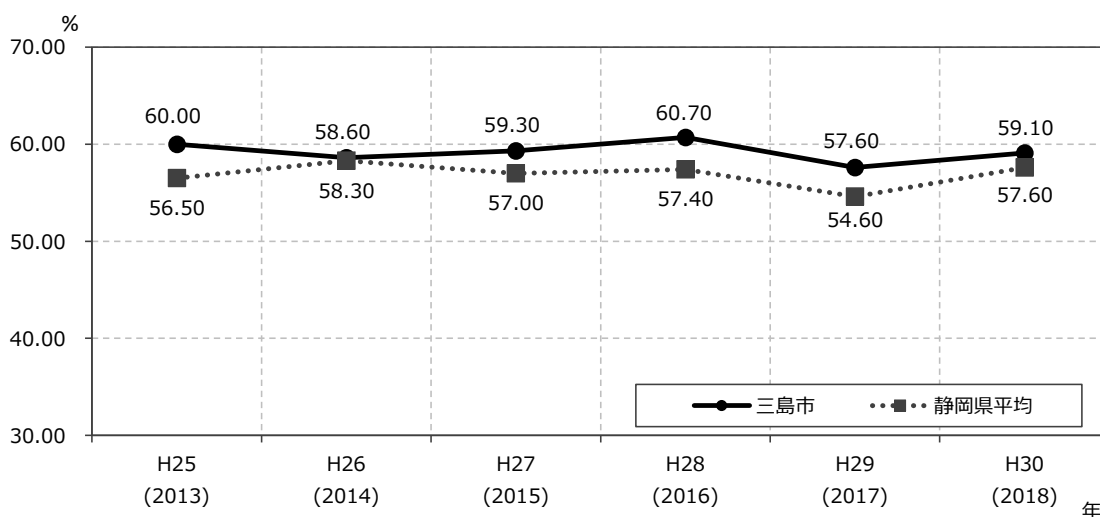
財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で数値が高い方がより財政に余裕があると言えます、本市では静岡県の平均より0.14ポイント、全国平均より0.42ポイント上回っています。



資料: 静岡県平均・全国平均「総務省 HP(地方公共団体の主要財政指標一覧)」

(5) 自主財源比率の状況

自主財源比率は歳出における市税等の自主財源の割合を示す値で、高いほど財政の自主性や安定性が高いといわれ、本市では静岡県の平均に比べ本市は常に自主財源比率が高い状況にあります。



資料: 静岡県平均「県市町行財政課HP(市町財政の状況)」

第3節 まちづくりの主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて、各分野に共通する課題は次のとおりです。

1 人口減少、少子高齢化社会への対応

本市の総人口は平成17年（2005年）をピークに減少し続けています。人口減少、少子高齢化の進行は、経済活動を支える生産年齢人口の減少による人手不足や地域経済の停滞、空き家の増加、扶助費をはじめとした社会保障関係費用の増加、さらには認知症高齢者増加への対応等、市民の暮らしや地域社会に様々な問題が生じると考えられます。

このような人口減少や少子高齢化による悪影響を回避・低減しつつ適応していくためには、持続可能な地域社会を維持していくための基盤を固め、将来都市像を実現していく仕組みをいかに築いていくかが最も重要な課題となります。

1-1 若年層の人口減少への対応

本市における人口減少の大きな原因の一つに、若年層の大幅な転出超過と、これに伴う出生数の減少があります。特に、出生数は平成14年（2002年）には1,013人であったものが、平成30年（2018年）には685人まで減少しています。首都圏などへの若者の流出を防ぐためには、若い世代にとって魅力のある就労先の確保や子育て世代の転入・定住を促す施策の展開、未婚率の解消と出生率の向上に向けて子どもを産みたい、育てたいと思える環境整備が必要です。

1-2 老年人口増加への対応

高齢になっても健康で、地域や社会において活躍してもらえよう健康増進施策や就労支援、いきがづくり支援などが求められています。また、サポートや支援が必要な高齢者の増加に対応するため、移動や買物、見守り活動など、在宅生活を支援する体制整備など、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する必要があります。

2 激甚化・多様化する危機事象への対応

東日本大震災をはじめとした大規模な地震、台風の大型化や局地的な集中豪雨などの風水害や土砂災害、新たなウイルスへの対応等、暮らしの安全・安心を取り巻く環境は激甚化、多様化しています。

しかし、大規模災害時の行政が行う「公助」には限界があるため、まずは、一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という考えに立つ「自助」や地域住民が主体となった助け合いを進める「共助」の強化が重要となりますが、その要となる地域コミュニティは価値観の変化や核家族化の進行、担い手不足等により弱体化が懸念されています。

そのような中で「自助」、「共助」、「公助」それぞれの防災・減災対策を充実させるためには、コミュニティの強化支援や関係機関との連携強化とともに、建物の耐震化

の促進や河川の整備など、ソフトとハードの両面の対策による災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、高齢者の交通事故や特殊詐欺（振り込め詐欺等）の増加、複雑化・多様化する消費者トラブル等に対して、時代に合わせた対応が求められています。

3 地域経済の活性化

若年層の転出超過などにより生産年齢人口が減少することで、地域経済の担い手不足が進行しています。地域経済の好循環実現のためには、就労人材の確保に加え、女性や高齢者の就労支援、市内企業の盛業促進、地元での消費や投資の増加などが重要な課題といえます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けた地域経済の早期な回復も求められています。

このような中、本市の社会的・地域的資源を最大限に生かし、観光をはじめとした産業の活性化やサテライトオフィスの誘致をはじめとする企業誘致、ICTの活用等による生産性の向上、販路の拡大、中核人材の育成、多様な働き方を選択できる就労環境の整備、起業や副業支援などを総合的に進めていく必要があります。

また、中心市街地と地域の拠点には都市機能や居住を緩やかに誘導し、これを公共交通ネットワークでつなぐ「三島市版の拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を進めつつ、JR三島駅前、観光や健康づくりの拠点にふさわしいフロントエリアとして、また、市内回遊の起点として、市街地全体に更なるにぎわいを創出していくことなど、人口減少時代に対応した都市構造と地域経済の活性化の実現を、急速に発達するIT技術を生かし、地域連携も見据えながら、様々な視点で進めていくことが重要です。

4 効率的な行財政運営

高齢化の進行とともに、扶助費をはじめとした社会保障関係費用など、多額な財政需要が見込まれる中、行財政運営のさらなる効率化と、にぎわいや活気を生み出す施策の両輪の取組が必要です。そのためには、限られた行政資源（人・モノ・財源）を効率的に配分し、効果的に事業を進めていくとともに、「Society 5.0」など新技術の概念を積極的に活用した「スマート市役所」の取組を進め、量的削減と質的向上を両立させることで、持続可能な行政サービスの提供をするなど、市民の満足度を高める改革を推進していく必要があります。

5 公共施設の適正な管理と時代の変化に対応した新庁舎建設の検討

本市では昭和40年（1965年）代から昭和50年（1975年）代にかけての急激な人口増加や都市化の進展に対応するため、この時期に集中的な公共施設整備を進めました。近い将来、これらの公共施設が一斉に改修や建て替えの時期を迎えることとなり、多額の費用が必要となる見込みです。

また、少子高齢化の進展などによる利用ニーズの変化に応じ、公共施設に求められる役割も変化するなか、長期的な視点を持ち、財政計画と整合した総合的かつ計画的

な管理・運用とともに、時代の変化にあわせた新庁舎の建設の検討が求められています。

6 協働から共創へ取組の進化

人口減少・少子高齢化の進展、市民ニーズが複雑・多様化するなかで、今後は行政だけが公を担うのは難しい局面が想定されており、その兆しは地域や介護、子育ての担い手不足などの様々な分野でも散見されます。これまでに培った協働の取組による市民主体のまちづくりを一步進め、市民・団体・企業・行政等が互いに連携・協力し、個々の持つ知識や経験を最大限に生かし、地域課題の解決に取り組むとともに、目標設定や提供する価値を設定段階から共に考え、創りあげていく「共創」の取組が必要とされています。

第4節 第4次三島市総合計画の評価と市民意識

計画期間内に行われた市民意識調査の結果を記載

第5節 本市の特徴

1 広域交通結節点として機能するまち

三島市は昔から交通の要衝であり、江戸時代には宿場町として栄え、三嶋大社を中心に伸びる三本の主要街道により全国各地の文化や習俗、物資が運ばれるとともに、三島曆をはじめとした三島の文化も全国へ発信されていきました。

現在でも、新幹線ひかり号で品川から最短 36 分、伊豆や箱根、富士山などに向かう鉄道や路線バスなどの交通手段や、沼津 I C や伊豆縦貫自動車道など、都心からのアクセス道路が充実していることから、“富士・箱根・伊豆の玄関口”として観光や工業など様々な分野で発展が期待されているまちです。

写真を入れる

2 協働の精神が根付いたまち

昭和 44 年に開業した新幹線三島駅は、三島市民が中心となった設置運動により、県や近隣市町の協力を得て新駅が建設された経緯があります。また、近年では、源兵衛川の修景整備をはじめ、歩いて楽しめる魅力あるまちづくりを市民、団体、行政の協働により進めてきました。

現在でも、自治会やボランティア、NPO などの活動は活発に行われ、自ら主体的にまちづくりに参加する市民が多く、協働の精神が根付いたまちです。

写真を入れる

3 都市と自然が融合したまち

東京からのアクセスに優れ都市的環境がある一方で、富士山からの雪解け水が伏流水となって湧き上がり、さらに中心市街地に流れる『源兵衛川』などの水辺空間や、緑溢れる市立公園の『楽寿園』など、自然を身近に感じることができるまちです。

また、特産品には、水はけのよい土壌で育てられた『箱根西麓三島野菜』や、伏流水にさらして旨みを増す『三島うなぎ』など、地域の自然を生かしたものが多く、豊かな自然を上手く生かし、発展してきたまちです。

写真を入れる

基本構想

第1章 基本構想の概要

- 第1節 基本構想の目的と構成
- 第2節 基本構想の策定の経過

第2章 三島市のめざす姿

- 第1節 基本理念
- 第2節 将来都市像
- 第3節 基本目標

第3章 土地利用

- 第1節 土地利用
- 第2節 概念図

第1章 基本構想の概要

第1節 基本構想の目的と構成

本市がこれからめざす姿を市民と共有し、共に三島市をつくるための共通のビジョンとするために基本構想を定めます。

基本構想は、まちづくりの基本的な考え方を表す「基本理念」、令和12年(2030年)のめざす姿を表す「将来都市像」、将来都市像を実現するための目標である「基本目標」、土地をどのような形で生かしていくのかという「土地利用」で構成されています。

■基本理念

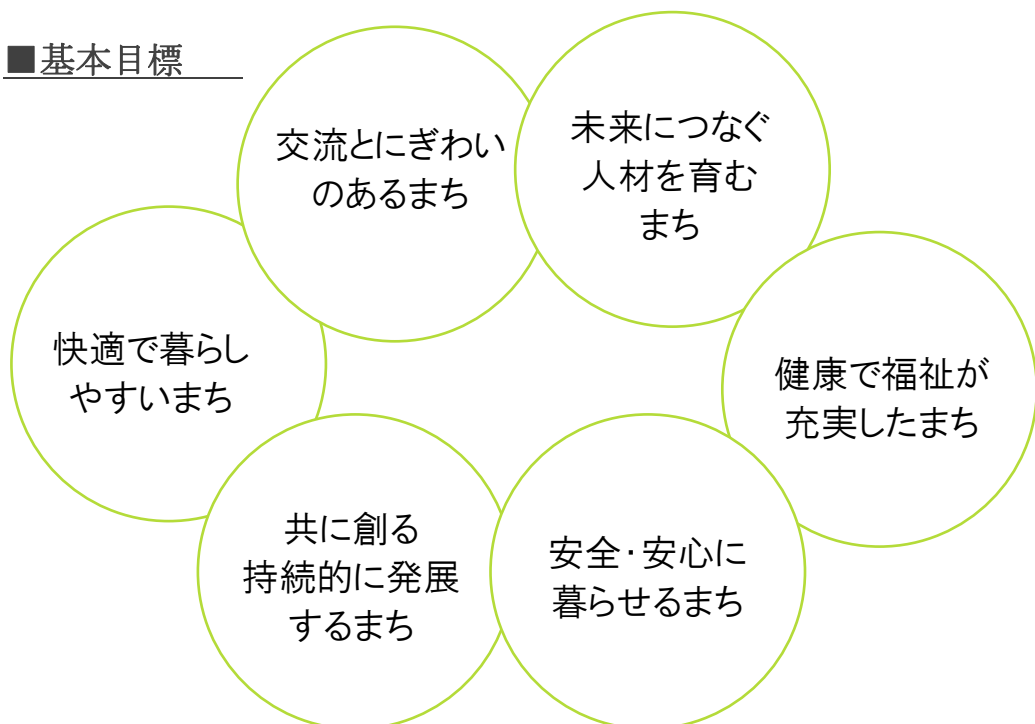
つながりを力に変える



■将来都市像

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
資料2参照

■基本目標



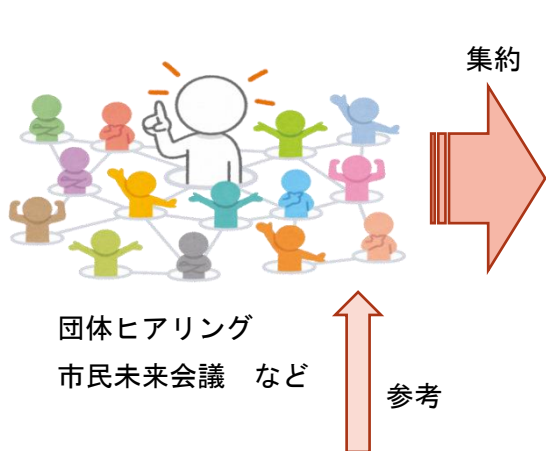
第2節 基本構想の策定の経過

基本構想はより多くの市民の「めざす姿」の集結となるよう、33 団体による団体ヒアリングにおいて、市民の皆さんとともに考えていきました。それを受けて市民未来会議を開催し、ここではこれからの三島市において最も大事なもの、各分野における方向性などをグループワーク形式で考えていきました。

これらの意見を集約するとともに、市民意識調査などの意見や本市の課題などを参考にしながら市民共有のビジョンである基本構想を策定していきました。

基本構想は策定して終わりではなく、共にまちを創るための共通ビジョンとして共有していきます。

一人ひとりの考える将来のまち



- ・ 市民意識調査などでの意見
- ・ 本市の課題分析

共通のビジョンのもと
共にまちを創る取り組みへ



第2章 三島市の目指す姿

第1節 基本理念

「つながりを力に変える」

基本理念は、「将来都市像」の実現に向けて取り組む上で、行政やまちづくりに関わるすべての人が共有する根本となる考えを示したものです。

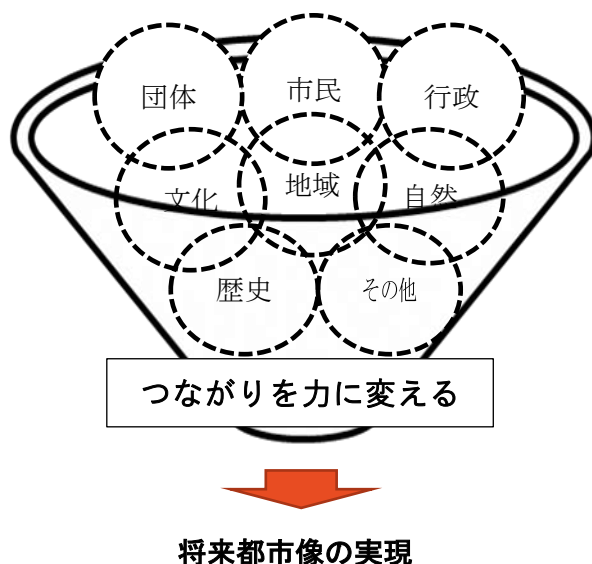
本市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と少子高齢化、生産年齢人口の減少は、今後さらに加速することが予測されます。また、現役世代の負担の増加、地域のつながりの希薄化、自然災害に対する不安の増大など、様々な課題を抱えています。

第5次三島市総合計画の策定にあたり開催した「市民未来会議」では、三島市の残したいモノ・コトとして、「人と人とのつながり」という意見が大半を占めたため、まちづくりをする上で大切なキーワードになると考えました。

本市は、歴史的にもその立地特性から、古くは下田往還道、甲州道、東海道の3本の道が交差する「辻」に、人、物流、情報をつなぐ拠点として発展を遂げてきたまちでもあります。

今後も、様々な課題を克服し、本市が持続的に発展していくためには、交通の要衝という強みや、歴史、文化、自然環境という地域資源を生かしながら、人、企業、地域など、あらゆるものがつながることによって新たな価値やものを創造していくことが、大きな力の源になると考えます。

このようなことから、「つながりを力に変える」を第5次三島市総合計画の基本理念として定めます。



第2節 将来都市像

第5次三島市総合計画における将来都市像を次のように定めます。

将来都市像
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

資料2参照

第3節 基本目標

将来都市像を実現するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまち

市民一人ひとりが、自らの安全や環境問題に高い意識を持ち、互いに支え合いながら、あらゆる自然災害、火災、交通事故、犯罪などから守られ、快適な生活環境のもとで、安心して心豊かに暮らすことができるまちを目指します。

取組方針

■危機対応・安全対策

- 1 関係機関との連携協力体制、情報伝達体制、被災者支援体制を強化し、地震、風水害などの災害や大規模感染症に迅速かつ的確に対応する危機管理体制を整えます。また、市民の防災意識を高め、地域防災力の強化を図ります。
- 2 建築物やブロック塀等の耐震化、河川の改良、都市下水路や雨水ポンプ施設の適切な管理、県と連携した急傾斜地崩壊防止対策などの治山・治水事業を推進し、災害による被害を最小限に抑えます。
- 3 市民の交通安全と防犯に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の充実や防犯灯の適切な管理に努めます。また、自ら学び行動する消費者を育成し安全・安心な暮らしの実現に努めます。

■環境保全

- 4 資源エネルギーによる脱炭素・循環型社会の構築、地球温暖化防止対策や気候変動への適応の取組みを推進するとともに、市民の自然保護・環境意識の啓発に努め、環境にやさしいライフスタイルへの変革を促します。また、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進、生活環境の監視により、自然共生社会の実現と快適な生活環境の保全に努めます。
- 5 森林の重要性を広く市民に周知するとともに、間伐などの森林整備を進め、土砂災害防止や水源かん養・生物多様性保全などの公益的機能の向上を図ります。また、地下水の保全や節水など、合理的な水利用を推進します。
- 6 ごみの減量や資源化を推進し、地域の環境美化や衛生的環境の確保に努めます。また、より効率的な収集運搬を行うとともに、ごみ処理施設の維持管理や整備に努め、適正かつ安定的なごみ処理を推進します。
- 7 公共下水道の整備による快適な生活環境を確保すると共に、循環型社会の形成に向けた下水汚泥の利活用に努め、併せて浄化槽の適正管理や合併処理浄化槽設置を促進し、河川の水質保全を図ります。

基本目標 2 健康で福祉が充実したまち

良質な医療や充実した福祉サービスを受けることができる環境のもと、安心して子どもを産み育て、誰もが生涯を通じて心身共に健康で自立することにより、地域社会に積極的に参加し、活躍できるまちを目指します。

取組方針

■健康づくり

- 1 保健・医療機関相互の連携や広域的連携により、保健医療サービスの充実や救急医療の強化を図ります。また、各種健康診査を通じた健やかな成長と生活習慣病などの予防や早期発見に努め、地域の健康づくり活動、健全な食生活の実践により、生涯を通じて心身ともに健康で充実した生活を送ることができる環境を整えます。
- 2 スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、心身ともに健康で幸せな暮らしができるようスポーツ団体や地域、学校、企業との協働により、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の普及や施設の充実に努めます。

■社会福祉

- 3 地域、行政、関係機関が連携し、地域の多様な課題を把握し、解決していく体制づくりに努め、地域住民が互いに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の構築を図ります。
- 4 妊娠期からの切れ目のない支援や保護者が安心して子どもを預けられる教育・保育環境の整備を進めます。また、子育ての不安や負担の軽減を図るとともに、すべての子どもが自分らしく生きることができる支援体制の整備と、地域ぐるみで子育てを支援できる環境づくりに努めます。
- 5 高齢者の積極的な生きがいづくりの推進や医療・介護サービス等の提供体制の整備及び介護保険サービスの充実を図り、高齢者の誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
- 6 障がいのある人への相談支援体制の充実を図り、多様な福祉サービスを提供するとともに、社会参加の促進や生活支援の充実により、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるよう努めます。
- 7 国民健康保険の健全な運営や高齢者の保健事業と介護予防の一体的取り組みを推進するとともに、国民年金制度の普及・啓発や生活保護制度の適正な運用に努めます。

基本目標 3 未来につなぐ人材を育むまち

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境のもと、三島が誇る歴史を継承し、文化を発展させ、未来につなぐ人材を育むまちを目指します。

取組方針

■教育

- 1 社会に開かれた幼稚園・小中学校づくりなどを通して、教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心、かつ、個に応じた教育を受けることができる環境を整備することにより、豊かな感性と確かな学力を持つ心身ともに健康な子どもの育成に努めます。
- 2 誰もが自由に学ぶことができる学習機会を提供し、その成果を生かすことができる活動を支援します。また、家庭、地域、学校との連携、学習交流の場や機会の充実など、良好な環境づくりにより、青少年の健やかな育成に努めます。
- 3 多様な資料の収集・保存に努め、利用者に必要な情報を提供できるよう、図書館機能のさらなる充実を図るとともに、誰もが本に親しむことができるよう読書の普及を推進します。

■文化

- 4 郷土の貴重な文化財の保護・保存・活用を進めるとともに、郷土資料などの展示や収蔵の充実を図ります。また、伝統芸能の後継者の育成に努めます。
- 5 多彩な文化芸術に接することができる機会の提供や拠点施設の充実を図り、文化芸術活動を支援します。また、その創造活動から生まれる様々な価値を文化芸術の発展に活用し、次世代へ継承していきます。

■共生社会

- 6 外国籍市民相談や在住する外国人の暮らしの支援、地域交流の推進と異文化の相互理解に努めるとともに、関係団体などと連携し、姉妹都市や友好都市との交流を進めます。また、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に伝え、平和意識の醸成を図ります。
- 7 性別役割分担意識の解消やあらゆる分野における女性の活躍を推進するとともに、性の多様性を認め、誰もが自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

基本目標 4 交流とにぎわいのあるまち

三島の特性や地域資源を生かしたまちに交流が生まれ、産業が活性化し、人が生き生きと働く賑わいのあるまちを目指します。

取組方針

■産業の活性化

- 1 空き店舗対策、新店舗の誘致、事業承継や創業支援、個店の魅力向上などにより、人の流れを呼び込む商業地づくりを進めます。また、農商工連携のもと、特産品などの地域資源を生かしたさらなるブランド化を進め、全国に発信していきます。
- 2 世界に誇る富士・箱根・伊豆の観光圏域への交通結節点という地の利と、三島ならではの資源を生かし、圏域の市町や団体と連携した広域周遊型観光を推進するとともに、誘客環境を整えることで、国内外からの来訪人口の拡大を図ります。
- 3 農地の集積、担い手育成支援等に加え、スマート農業による省力化や生産性向上を図り、就農者の確保、農地の保全に努めます。あわせて農畜産物のブランド力を高めることで、生産基盤の安定化と農業振興につなげていきます。

■産業の基盤強化

- 4 中小企業の持つ技術力の発展、地域資源を生かした製品の情報発信を図り、活力ある工業の振興と新産業の創出を目指します。さらに、最新技術の導入による生産性向上や事業承継への支援を行い、企業の持続可能な成長を促進します。
- 5 産業用地の創出や事業所用物件の情報収集に努め、企業誘致と市内企業の定着により、新たな税収や地域雇用の確保を図ります。
- 6 経営基盤の強化を図る支援をするとともに、住宅・教育に関する融資制度や福利厚生の充実に努め、経営の安定と勤労者支援の充実を図ります。また、ハローワーク三島などと連携し雇用対策を進めます。

基本目標 5 快適で暮らしやすいまち

せせらぎや緑などの自然と歴史・文化が感じられるまちに活気が生まれ、生活を支える都市基盤が整備された快適で暮らしやすいまちを目指します。

取組方針

■都市づくり

- 1 少子高齢社会に応じた持続可能性と都市防災を踏まえ、自然環境や都市的環境が調和した計画的で秩序ある適正な土地利用により、良好な市街地の形成を図ります。
- 2 都市機能の更新・集積を進めるとともに、地域の価値を維持・向上させる取り組みを促進し、市街地の活性化とにぎわいの創出を図ります。また、無電柱化や三島駅南北自由通路の整備の推進など安全で快適な都市環境を創出します。

■道路・交通

- 3 計画的に幹線道路の整備を進め、広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図る道路網を形成します。また、安全で快適な生活道路の改善に努めます。
- 4 利便性の向上や利用者の増加に向けた取り組みを進めるとともに、コミュニティバスの効果的な運行などにより、生活利用や観光のための多様な公共交通手段の確保に努め、誰もが快適に利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの形成・維持向上を図ります。

■住環境

- 5 住みたくなる、住み続けたくなる良質な住環境の形成に向け、多様な市民のライフステージに寄り添う住宅施策や空き家対策を推進します。
- 6 運営基盤の強化や水道施設の計画的な更新、適正な維持管理に努めることにより、将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。

■景観・空間づくり

- 7 地域資源の活用、景観形成の基準に基づく美しいまち並みの形成や、眺望の保全に努めることにより、三島ならではの自然や歴史、文化を生かした魅力的な景観の創出を図ります。
- 8 公園・緑地の整備や市街地の緑化を市民と共に進め、清らかな水辺環境を適正に管理し、水と緑と花を生かした憩いの空間を創出します。また、貴重な財産である緑豊かな楽寿園の保全と魅力の向上を進めます。

基本目標 6 共に創る持続的に発展するまち

市民や民間事業者、行政などが共に価値を創造し、主体的かつ積極的にまちづくりに取り組み、人口減少社会に対応した満足度の高い行政サービスが提供され、持続的に発展するまちを目指します。

取組方針

■共創まちづくり

- 1 市民の主体的な活動の支援と情報の共有化、コミュニティの意識づくりの促進などにより、互いが支え合う住みよい地域社会の形成と市民と共につくる共創のまちづくりを進めます。
- 2 多様な手段を組み合わせた迅速かつ適切な情報提供による広報活動と、市民意見を施策に反映させるための広聴活動により、市民に開かれた行政を推進します。

■未来技術活用・持続可能な行政運営

- 3 先端情報技術やデジタルデータなどを積極的に活用し、便利で質の高い市民サービスの提供とセキュリティ対策を図り、生産性の高い行政運営と、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりを推進します。
- 4 公共施設の計画的な維持管理と適正配置、新庁舎の検討、公共事業のコスト削減や質の向上、民間活力の活用など、持続的な発展につながる財政運営を図ります。
- 5 総合計画と連動した予算編成と行政評価、情報通信技術を活用した市民サービスの向上、高度化する行政課題に対応できる組織づくり、人材の育成と配置、広域連携を生かした行政サービスの提供により、効果的・効率的な行政運営に努めます。

第3章 土地利用

第1節 土地利用

限られた資源である土地の利用については、自然的、社会的、経済的及び文化的条件、歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的展望のもとに計画的かつ総合的に進めていく必要があります。

本格的な人口減少社会の到来や自然災害の頻発化など、土地利用をめぐる基本的条件の変化を考慮しつつ、地域の特性に配慮して、秩序ある土地利用を推進し、健康で文化的な生活環境の保全と市域の土地の均衡ある発展を図っていきます。

1 災害リスクを考慮した安全・安心な土地利用

河川整備やインフラの耐震化などのハード面での対策に加え、災害リスク情報の提供や土地利用の規制・誘導などのソフト面の対策を講じ、安全・安心なまちづくりを図ります。

2 人口減少社会において持続的発展を実現する土地利用

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持し、高齢者が安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進め、地域経済の活性化や生活利便性の維持・向上を図ります。

※コンパクト・プラス・ネットワークとは

医療・福祉・商業などの生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口の集積を図るとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を進めていく取組





3 自然環境との共生による美しく品格を備えた土地利用

市民の身近な憩いの場として親しまれている湧水や河川及び豊かな緑地や農地などと都市的土地利用が共生した美しく品格を備えた土地利用を推進していきます。

第2節 概念図

概念図は、目指す将来の姿をあらわしたものです。本市の土地利用の特性を踏まえ、11のゾーンに区分しています。各ゾーンの特性を生かしながら、均衡のとれた計画的な土地利用を進めます。



- | | | | |
|---|--|---|-------------------------------------|
|  | 現況の土地利用の保全・維持を基本として箱根西麓の自然環境や農地を積極的に保全する区域 |  | 都市的土地利用を基本として都市機能の集積や居住環境の整備を促進する区域 |
|  | 自然環境を大切にしながら必要に応じて有効・適正な利用を図る区域 |  | 現況の土地利用の維持を基本として適正な利用を図る区域 |

■保全系区域

現況の土地利用の保全・維持を基本として箱根西麓の自然環境や農地を積極的に保全する区域。

- 1 環境保全ゾーン：箱根西麓の自然環境を保全していく区域
- 2 環境優先ゾーン：箱根西麓の自然環境と調和した土地利用を促進する区域
- 3 農業振興ゾーン：農業基盤の整備、優良農地の確保を図る区域

■共生系区域

自然環境を大切にしながら必要に応じて有効・適正な利用を図る区域。

- 4 低密度住宅地共生ゾーン：低密度の住宅環境を維持・保全し、良好な景観を保つ区域

■整備・集積系区域

都市的土地利用を基本として都市機能の集積や居住環境の整備を促進する区域。

- 5 中心市街地活性化ゾーン：市街地の再開発、商業・業務施設を集積する区域
- 6 地域拠点整備ゾーン：医療、子育て支援などの福祉、商業施設などを集積する区域
- 7 観光振興ゾーン：周辺環境との調和を図りながら、観光・レクリエーション施設などを集積する区域
- 8 複合交流拠点整備ゾーン：インターチェンジ周辺という立地を生かして、商業・流通業務施設など、地域の実情にあった施設を整備する区域
- 9 健康・福祉・医療拠点整備ゾーン：交通の利便性を生かし、健康・福祉・医療施設などを集積する区域
- 10 沿道サービス誘導ゾーン：交通の利便性を生かし、沿道サービス施設などを誘導する区域
- 11 複合産業集積ゾーン：交通の利便性を生かし、沿道サービス施設や事務所など複合的な産業を誘導する区域
- 12 工業集積ゾーン：周辺環境との調和を図りながら、流通業務施設や工場などを集積する区域

■その他の区域

現況の土地利用の維持を基本として適正な利用を図る区域。

基本計画

第1章 計画の概要

- 第1節 基本計画の目的
- 第2節 基本計画の期間
- 第3節 基本計画の構成
- 第4節 施策の体系
- 第5節 人口ビジョン

第2章 計画推進に向けた視点

第3章 重点プロジェクト

第4章 施策の展開

第1章 計画の概要

第1節 基本計画の目的

基本計画の目的を記載

第2節 基本計画の期間

基本計画の期間を記載

第3節 基本計画の構成

基本計画の構成を記載

第5節 人口ビジョン

< 2～3 ページ程度 >

人口ビジョンの説明

人口ビジョン グラフと説明
総人口

人口ビジョン グラフと説明②

人口ビジョン グラフと説明③

第2章 計画推進に向けた視点

計画を推進するための基本的な視点を記載

①SDG s（持続可能な開発目標）との連動

②住むなら三島・総合戦略との連動

③市民などとの共創

第3章 重点プロジェクト

第5次三島市総合計画では、人口減少、少子高齢化の進展という課題を克服し持続的に発展できるまちを実現するため、重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクトの役割などを記載

重点プロジェクトを記載①

重点プロジェクトを記載②

重点プロジェクトを記載③

第4章 施策の展開

計画書の見方を記載

1 安全・安心に暮らせるまち

1 危機管理体制

2 防災・減災対策

・
・
・
・
・

1 危機管理体制

内容は第4次後期基本計画のものを掲載しています。

【目的】

危機管理体制を強化し、地震や風水害、感染症など、あらゆる危機から市民の生命、身体、財産を守ること。

【指標】

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)	指標の説明
図上訓練・防災講演会参加者数	6,096 人	6,500 人	自主防災組織や小中学校、各種団体で実施した講演会・訓練などに参加した人数(年間)
自主防災組織における防災訓練実施率	77.6%	90.0%	年1回以上防災訓練を実施した自主防災組織の割合

【現状と課題】

- 地震や台風などの従来の災害に加え、気候変動による異常気象、全国的な火山噴火の活発化、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模感染症など、市民の生命、身体、財産を脅かす要因が多様化しています。
- さまざまな危機から市民の安全・安心を守るため、平成21年(2009年)12月に「三島市危機管理指針」を制定し、総合的かつ計画的な危機対策の推進を図っています。
- 東日本大震災の教訓として、関係機関、他の自治体、民間事業者との連携の重要性が確認されました。また、被災地全体の死亡者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は6割と被害が集中したことや女性の視点での防災対策が必要であることなどの課題があげられています。
- これらを踏まえ、平成24年(2012年)12月に「三島市地域防災計画」を大幅に改訂しました。また、新たに「三島市業務継続計画(地震対策編)」を策定するとともに、平成26年(2014年)1月には、「三島市地震対策アクションプログラム」を改訂しました。さらに、避難行動要支援者計画の改訂、福祉避難所設置開設マニュアルの策定や、女性の視点での防災対策意見交換会を実施してきました。
- 平成25年(2013年)6月には、「災害対策基本法」が全面的に改正され、大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者対応の改善、住民などの円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化など、行うべき防災対策が全般的に見直されました。また、平成25年(2013年)11月には、静岡県第4次地震被害想定が公表されました。

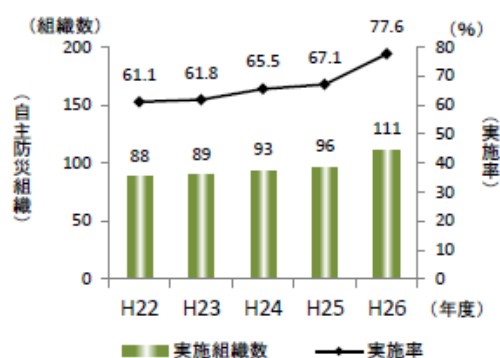
南海トラフ巨大地震(東側ケース)の避難者数口

発災 1日後			発災 1週間後			発災 1ヶ月後		
避難者数			避難者数			避難者数		
避難所	避難所*	避難所外	避難所	避難所外	避難所外	避難所	避難所外	避難所外
2,076	1,246	831	16,366	8,183	8,183	2,076	623	1,454

* 避難所外: 避難所以外の場所での避難者数

資料: 静岡県第4次地震被害想定

自主防災組織の防災訓練実施状況



【施策の方向性】

(1) 危機管理体制の強化

- ① 大規模自然災害などへの対応
 - 地震、風水害、火山噴火などの自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「三島市地域防災計画」や「三島市業務継続計画(BCP)」、「三島市水防計画」に基づき防災施策を推進します。
 - 各種防災施策の推進にあたっては、避難行動要支援者※への支援の強化や女性に配慮した対応に努めます。
- ② 大規模感染症などへの対応
 - 大規模感染症をはじめとするあらゆる危機から市民を守るため、「三島市危機管理指針」に基づき関係機関と連携し、不測の事態においても組織的に対応できる体制を強化します。
- ③ 武力攻撃事態などへの対応
 - 武力攻撃事態などによる被害を最小限とするため、「三島市国民保護計画」に基づき情報伝達機器などの適正な維持管理に努めるとともに、研修会などを通じて国民保護に対する正しい知識の普及に努めます。

(2) 防災体制の確立

- ① 市の防災体制の強化
 - 災害対策本部や各部署による各マニュアルに基づく迅速で的確な対応、災害応急業務と通常業務に優先順位をつけ最善の対応ができるよう訓練や研修などを実施します。
 - 静岡県第4次地震被害想定、災害対策基本法の改正に対応した継続的な防災体制の強化に努めます。
- ② 防災意識の高揚
 - 東日本大震災の教訓を踏まえた防災講座の開催や災害図上訓練の実施、啓発チラシ、ホームページ、防災マップの活用などによって、平常時と災害時の行動、7日分の各家庭での備蓄などについて啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。
 - 家庭や自主防災組織、職場などでの防災訓練を推進します。また、「避難所運営基本マニュアル」に基づいた避難所開設訓練を推進し、効率的で要配慮者や女性に配慮した運営に努めます。さらに、全市一斉の災害時初期行動の防災訓練を実施します。
- ③ 関係機関や事業者の連携
 - 国・県・自衛隊などの関係機関と連携した組織的な防災体制の強化を図るとともに、顔の見える関係を築きます。
- ④ 被災者支援施策の適切化
 - 市の各部署が所有する被災者支援に関する情報を共有・集約する「被災者台帳」を作成し、マイナンバー制度の適切な活用を図る中で、り災証明、仮設住宅、災害弔慰金などの各種被災者支援の円滑な実施に努めます。

【関連する計画】

地域防災計画、水防計画、三島市業務継続計画、避難行動支援者計画